

前期分(1~6月)に

専従者・従業員・パート等に給与支払をされた方は、

**7月10日(金)までに  
源泉所得税の納付が必要です。**



納期の特例適用者

新型コロナウイルス感染症の影響により、提出が困難な場合は、個別による期限延長がございます。( \* 納付を行う際に裏面の所得税徴収高計算書の「摘要」欄に付記する必要があります。 )

源泉所得税がかからない額(0円)でも、税務署への報告(納付書の提出)の必要があります。

事務局では、例年源泉所得税相談会を開催しておりますが、本年は新型コロナウイルスの感染防止のためご来所をお控えいただき、ご相談は電話、FAX、mailでの対応とさせていただきますたくお願い申し上げます。(同期間は令和元年分確定申告と記帳指導のみ完全予約で実施)

会員の皆様には、ご不便をおかけ致しますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

尚、納付書(所得税徴収高計算書)のご提出や納税にあたっては、納付税額の発生有無により、下記の通りの対応とさせていただきます。

記

#### お手続き方法

税額が発生しない場合 **裏面A**へ

- ・ 給与を受ける方の扶養親族等の数が0人で給与の月額が88,000円未満
- ・ " 扶養親族等の数が1人で給与の月額が119,000円未満 の場合など

税額が発生する場合 **裏面B**へ

- ・ 給与を受ける方の扶養親族等の数が0人で給与の月額が88,000円以上
- ・ " 扶養親族等の数が1人で給与の月額が119,000円以上 の場合など

いずれも給与の月額は社会保険料控除後の額を用います。

いずれも扶養控除等申告書の提出があり、税額表の甲欄適用者に該当する想定です。

上記以外のケースや、ご不明な点がございましたら事務局までご連絡ください。



【一般社団法人みどり青色申告会事務局】

横浜市青葉区田奈町 13-17

TEL : 045-989-5011 FAX : 045-989-5022

e-mail : midori-airo@nifty.com ホムペーヅ 'みどり青色' で検索

## A 税額が発生しない場合

ご記入の上、当会宛に郵送してください。(控えは次回来所時返却)

従業員 1 名  
月給 80,000 円  
月末支払の場合

個別に期限延長をする場合に付記

## B 税額が発生する場合

ご記入の上、ご自身で金融機関または税務署で納付してください。

従業員 1 名  
(扶養親族等 0 名)  
月給 150,000 円  
月末支払の場合

個別に提出・納付の期限延長をする場合に付記

所得税徴収高計算書(納付書)の記載のしかた

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/pdf/03-02.pdf>

A・Bいずれも e-Tax でのお手続きも可能です。(マイナンバーカード不要)

手順:右の QR を読み込みまたは PC などは文字をクリックしてください。

[手引き](#) · [動画](#)



## お手元保管となる書類について

### 源泉徴収簿、扶養控除等(異動)申告書の作成

毎月の給与等支給額や源泉所得税、扶養状況を記入しておきましょう。

・令和2年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/r02\\_03\\_input.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/r02_03_input.pdf)

・令和2年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/r02\\_01\\_input.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/r02_01_input.pdf)